

女性活躍推進部の取組と令和 5 年度事業

I 女性活躍推進部の取組

1 新組織の目的

性別や年齢などの多様性を認め合い、誰もが活躍できる共同参画社会の実現

2 本市を取り巻く情勢

- (1) 若年女性の転出増（根深い性別による役割分担意識、魅力ある雇用の不足）
- (2) 女性が安心して暮らせる相談体制や就労支援が不十分
- (3) 時代の要請として「ワークライフバランス」や「性の多様性」への対応が急務

3 女性活躍推進部で取り組む事項

- (1) 共同参画の推進
男女共同参画推進費
- (2) 誰もが働きやすい環境づくり
女性活躍・ワークライフバランス推進費
- (3) 女性の職業生活における活躍の推進
女性活躍・ワークライフバランス推進費【再掲】
女性デジタル人材・起業家育成事業費【新規】
- (4) 女性が抱える課題への支援
女性相談事業費【移管】
母子生活支援施設等運営費【移管】
母子生活支援施設整備特別補助金【移管】
女性相談つながりサポート事業費【移管】
- (5) 女性の政策・方針決定過程への参画促進
市民参加推進費【移管】

Ⅱ 令和5年度事業予定

1 男女共同参画推進事業

- (1) 性的マイノリティへの支援
 - ア パートナーシップ制度の導入
 - ・ 上川中部（1市8町）圏域による連携導入
 - ・ 圏域全体での多様性受容意識の醸成（宣誓受領証等の統一デザイン）
 - イ 性的マイノリティへの対応支援
 - ウ LGBTQ 相談窓口の設置
- (2) 啓発事業の実施
 - 出前講座，研修会等の開催
- (3) 男女共同参画審議会
- (4) 男女共同参画苦情処理委員会

2 女性活躍・ワークライフバランス推進事業

- (1) 女性活躍基盤づくり啓発事業の実施
 - 男女共同参画や女性活躍に資するテーマの連続講座を開催〈業務委託〉
- (2) 多様な働き方促進事業
 - ア 多様な働き方推進事業者の認定及び表彰
 - ・ 女性活躍の推進に寄与する「多様な働き方」に取り組む事業者の認定
 - ・ 認定事業者の中から特に優れた取組を行う企業を表彰
 - イ 多様な働き方アドバイザー派遣
 - ・ 多様な働き方への対応などを希望する企業へのアドバイザー派遣
 - ・ アドバイザーによる企業向けの働き方・職場づくり意識向上セミナーの実施
- (3) 働く女性のネットワーク形成支援
 - ロールモデルの紹介や異業種交流の場を提供するセミナーや交流会を開催
- (4) 未来活躍 MEETING（未来会議 2030 女性活躍）の開催
 - ・ 女性が社会的・経済的に自立し，自分らしく活躍できる社会を実現するため，様々な立場からの多様な視点で，市民と行政が共に実行できる取組を検討する。

3 【新】女性デジタル人材・起業家育成事業

女性が首都圏や札幌圏などの都市部へ転出することなく希望する就労を叶え、将来にわたって自立する展望をもつため、ライフステージによる生活環境の変化に対応でき、所得向上の実現が期待できるデジタル分野への就労や起業を支援する。

(1) 女性デジタル人材育成事業

- ・ 在宅で受講可能なデジタルスキル職業訓練の実施
- ・ 伴走型就労支援（獲得スキルを活かした就労，OJT）

(2) 女性起業家育成支援事業

ア 起業家育成セミナー

- ・ 起業に関する実務講座
- ・ 先輩起業家との交流
- ・ 個別相談や窓口紹介

イ 女性起業家ネットワークの基盤づくり

- ・ テレワークスペースの無料解放
- ・ 支援員による勉強会の定期開催

4 女性相談事業 ※4～7は子育て支援部からの移管業務

(1) 女性相談

女性が抱える様々な課題への相談支援

(2) 配偶者暴力相談支援センター機能

DV被害者の対応・保護

(3) 緊急一時保護施設（シェルター）を運営する民間団体への補助

(4) 義務教育終了時の相談窓口周知

義務教育を終える生徒へのフォローとして、市内中学3年生を対象に生理用品の配布を介した相談窓口の周知を実施

(5) 旭川市配偶者等からの暴力防止及び被疑者支援に関する基本計画の改定

5 母子生活支援施設等運営

児童福祉法に基づき、母子保護を実施した民間等母子生活支援施設及び助産を実施した助産施設に対し、費用の支弁を行う。

6 母子生活支援施設整備特別補助金

社会福祉法人旭川隣保会トキワの森が行う母子生活支援施設の整備に対する建設補助として、償還補助金を支給する。

7 女性相談つながりサポート事業

不安や困難を抱える女性に対し、民間団体が持つ知見やノウハウを活用したきめ細かな支援を実施する。

- (1) 委託先 旭川社会福祉協議会
- (2) 業務内容 相談業務，出張相談会の開催，同行支援，
生理用品配布を介した相談事業の周知

8 市民参加推進事業 ※市民生活部からの移管

附属機関等委員の女性割合を向上し市民参加への女性参画を強く推進することにより，多様な意見が公平・構成に反映され，均等に利益を享受できる環境づくりに取り組む。

- (1) 附属機関等委員の女性割合向上を図るための選任制度の見直し
- (2) 市民参加の各種制度に係る職員研修の実施
- (3) 市民参加の取組状況調査の実施・公表
- (4) 庁内への周知・啓発
- (5) 市民参加推進会議による市民参加の推進状況への評価・改善

9 その他

職場における共同参画の実現に向け，関係各課と連携しながら庁内の働き方改革やワーク・ライフ・バランスを推進する。

- (1) ワーキンググループの設置と具体的取組の検討
- (2) 庁内に向けた啓発の実施